

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（案）」に対し、以下の意見を提出いたします。今回の改正案は、農薬等の残留基準の見直しと、アセチルシステインの対象外物質指定を通じて、食品衛生法の規格基準を現状に即して更新するものであり、国際基準との整合性、国内の使用実態、食品安全委員会の健康影響評価を踏まえた制度運用として一定の合理性があると考えます。特に、農薬イソチアニルをはじめとする 6 品目について、食品ごとの残留基準値を具体的に設定し、従来の一律基準(0.01ppm)からの脱却を図る点は、科学的根拠に基づく柔軟な制度設計として評価できます。各農薬については、2 年間にわたるラット慢性毒性試験が実施され、NOAEL（無毒性量）をもとに ADI（許容一日摂取量）が算出されており、食品安全委員会の評価を経て基準値が設定されています。さらに、アメリカ、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの残留基準と比較し、整合性を確認した上での改正であることも、国際的信頼性の確保という観点から重要です。一方で、制度の実効性と国民理解を高めるためには、以下の点についてさらなる検討が必要です。第一に、残留基準値の設定根拠の明確化と情報公開の充実です。今回の改正では、複数の農薬について食品ごとの残留基準値が細かく設定されていますが、その根拠となる使用実態、摂取量評価、ADI との関係などが一般市民にとって分かりづらいためです。食品安全委員会の評価結果や農薬取締法に基づく再評価の内容を、図表や平易な言葉で整理し、告示と併せて公表することが望</p>	<p>【回答 1】</p> <p>消費者庁では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において審議した結果等を踏まえ、農薬等の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定され、ADI を超えない範囲で残留基準を設定しています。</p> <p>残留基準の設定に関する審議過程については、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の資料） https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting_materials/review_meeting_008</p> <p>（食品健康影響評価） https://www.fsc.go.jp/hyouka/</p> <p>農薬については、農林水産省において、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定されるものと承知しています。</p> <p>また、アセチルシステインを含め、飼料添加物の使用等については、農林水産省において、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律により、必要な規制が行われているものと承知しています。</p> <p>残留基準の設定に当たっては、パブリックコメントを実施しているほか、国際整合の観点から、WTO/SPS 協定に基づき諸外国からの意見提出の機会も確保しています。</p> <p>「国民への周知と理解促進」等に係る御意見については、今後の参考にさせていただきます</p>

まれます。第二に、規制強化品目に対する移行措置の妥当性です。告示日から1年後に施行される品目については、農業現場や食品流通業者への周知と対応準備が不可欠です。特に、基準値が引き下げられる品目については、既存の農薬使用方法や残留実態との乖離がないかを事前に検証し、過剰な廃棄や供給不安を招かないよう配慮する必要があります。第三に、アセチルシステインの対象外物質指定に関する使用実態の明確化です。本物質は、乳児用特殊粉ミルク等において抗酸化剤として使用されることがあるとされていますが、医療用途に限定される使用であることを明記し、一般食品への拡大使用がないことを制度上担保する必要があります。対象外物質として指定されることで、残留基準の適用外となるため、使用範囲の逸脱がないよう、製造者・輸入者への指導と監視体制の整備が求められます。第四に、国民への周知と理解促進です。食品の安全性に関する制度改正は、消費者の信頼に直結するものであり、専門的な告示文だけでなく、改正の趣旨・影響・留意点をわかりやすく伝える広報資料の作成と公開が望まれます。特に、残留農薬に関する不安や誤解を防ぐため、科学的根拠に基づく説明と、リスク評価の考え方を丁寧に伝えることが重要です。第五に、制度の持続可能性と透明性の確保です。農薬の残留基準は、国際的な貿易や農業生産とも密接に関係するため、科学的根拠と社会的納得性の両立が求められます。今後の改正においても、食品安全委員会の評価結果の公開、農薬使用実態のモニタリング、消費者・生産者・専門家の意見を反映した制度運用が継続されることを強く希望します。さらに、日本が食品の安全性と国際競争力を両立させるためには、残留農薬基準の国際整合性と国内信頼性の両方を確保する必要があります。今回の改正は、科学的根拠に基づき、国際基準との比較を経て基準値を見直すものであり、制

ます。

いずれにしても、科学的知見に基づいて適正に残留基準の設定を行っていくことで、国民の健康や食品の安全を確保してまいります。

	<p>度の信頼性向上に資するものと評価します。</p> <p>今後も、輸出促進と輸入規制の両面から、国内基準の厳格化と透明性の確保を継続的に進めていただきたいと強く希望します。日本製品のブランド化を進め、海外市場での信頼を得るためには、国際基準よりも厳しい残留農薬規制が望ましく、国内基準の緩さは輸入品への規制根拠を弱めるリスクがあります。自国の制度を厳格に運用することで、輸入品に対しても公平かつ説得力のある規制が可能となり、国際的な食品安全の枠組みにおいても日本の立場を強化することができます。本改正案が、食品の安全性を確保しつつ、制度の透明性と信頼性を高めるものであることを期待するとともに、国民の健康と安心を守る制度として、今後も丁寧な運用と改善がなされることを強く要望いたします。</p>	
2	<p>【意見2】</p> <p>残留農薬の健康被害については、単品での残留量の確認であることから他の農薬や食品添加物等との併用や既存疾病への影響について何ら検証がなされていないのではないかと。単品での残留量だけでなく複合的な使用による人の健康を損なうおそれの有無について検証される必要があり、むやみに残留農薬の規制緩和を優先する必要はないと考える。少なくとも、安全であると定義するのが農薬メーカーや農薬使用者であってはならないのではないかと。消費者の健康安全を最優先とした行政を行なってもらいたい。</p>	<p>【回答2】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。引き続き、国内外の最新の情報収集に努めてまいります。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>題名：「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」に対する意見書 （農薬等6品目の残留基準改定およびアセチルシステイン追加に関して）</p> <p>1. はじめに</p> <p>本意見は、食品衛生法第13条に基づく残留基準改正案に対し、科学的合理性・国民の健康保護・政策決定過程の透明性という三点から</p>	<p>【回答3】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を、複数の化合物への暴露については【回答2】を御覧ください。</p>

懸念と提言を述べるものである。今回の改正案は、国際基準（コーデックス）との整合化を理由に、6種類の農薬等の残留基準を改定し、アセチルシステインを「対象外物質」として追加するものである。

しかしながら、その背景・判断根拠・政策目的を精査すると、単なる「科学的合理化」ではなく、経済的・政治的利害を伴う構造的緩和政策であることが見て取れる。

2. 科学的合理性の不透明さと慢性毒性への懸念

近年の食品安全行政において、「一律基準（0.01ppm）」は国民の健康を守る最低限の防波堤であった。ところが、今回の改正では国際基準を名目として複数の農薬の残留許容量を引き上げている。問題は、単一物質ごとの急性毒性試験を根拠とした評価が中心であり、現実の食生活における「複合摂取（農薬の多重残留）」や「慢性的摂取」に対する影響評価がほとんど行われていない点である。

特に、乳幼児・妊産婦・高齢者など感受性の高い層への長期的影響を軽視していることは看過できない。日本独自のリスク評価を放棄し、国際基準への“自動追随”を繰り返すことは、食の安全主権を失うことに直結する。

3. 「国際基準調和」という名の政治・経済ロビー構造

改正の背景として繰り返し示される「コーデックス基準との整合化」は、表向きには科学的根拠のように見えるが、実際には国際的アグリビジネスのロビー活動の影響を強く受けている。世界市場で巨大な影響力を持つ外資系農薬メーカーは、自国や国際機関を通じて基準緩和を促し、各国政府がそれに追随する構造がある。日本国内でも、農薬業界団体と農政官僚・与党農林族の間には長年にわたる政策ネットワークが存在し、残留基準設定に実質的影響を及ぼしている。こうした背景のもとで行われる「整合化」は、実質的に輸入業界・

化学メーカー・大手商社に利益をもたらすものであり、消費者・小規模農家・地域経済には何ら恩恵がない。政策決定の科学的独立性が、産業ロビーによって侵食されている現状を改めるべきである。

4. 経済的利害の偏在と国内農業への影響
基準緩和によって輸入農産物の通関検査が容易になり、海外産食品の輸入が加速することは確実である。これは価格面での短期的な消費者利益を生むかもしれないが、中長期的には国内農家の競争力を奪い、日本の農業基盤と食料自給率をさらに低下させる結果を招く。また、外資系農薬の使用が広がることで、農薬依存構造が強化され、環境負荷や生態系リスクも増大する。国際貿易上の“整合性”を優先し、日本の国土・気候・食文化に適した安全基準を放棄することは、真の意味での持続可能性とは相反する。

5. 透明性と説明責任の欠如
食品衛生基準審議会の議事録や評価資料を見る限り、農薬メーカーから提出される試験データが審査の主要根拠となっており、独立した第三者による再評価・検証は極めて限定的である。

国民の生命・健康に直接関わる制度である以上、審議過程・データ出典・利害関係の開示を徹底することが不可欠である。

現在の運用は、行政・業界・学識経験者が一体化した閉鎖的構造に近く、「科学的合理性」の名の下に政治的裁量が介在しやすい仕組みになっている。

6. 提言：独立した科学評価と安全基準の再構築

残留農薬・動物用医薬品の基準設定において、行政機関から独立した評価委員会を設けること。「国際基準」よりも厳しい日本独自の基準を維持できる法的枠組みを明文化すること。

複合摂取・慢性毒性・環境残留への長期モニタリングを制度化すること。農薬メーカーが提

	<p>出するデータの開示義務と第三者再検証を義務化すること。食の安全を“輸入・価格”より“健康と信頼”を優先する原則に立ち返ること。</p> <p>7. 結論</p> <p>本改正案は、表面的には国際整合と科学的合理性を掲げながら、実際には外資系農薬企業・商社・大手食品産業が利益を得る構造を温存するものであり、日本の食の独立性と安全性を損なう懸念が極めて大きい。国民の健康は市場競争の犠牲にしてはならない。政府は「国際基準の整合」よりも、「国民の生命と食の信頼」を守る独立した評価体制を構築すべきである。以上の理由により、本告示案には反対するとともに、食の安全保障を軸とした新たな評価制度への転換を強く求める。</p>	
4	<p>【意見4】</p> <p>ホップの農薬クロフェンテジン残留基準値が改正前0.01ppmから一気に7ppmに引き上げられています。確かに国際的な基準に則していますが、今まで0.01ppmだったものを、わざわざ引き上げる必要があるのでしょうか？</p> <p>国際的な基準に合わせるのなら、改正前からすでに合わせていないとおかしいです。</p> <p>どうして今、引き上げる必要があるのですか？</p>	<p>【回答4】</p> <p>今回の農薬クロフェンテジンの残留基準の改正は、日本における適用作物ではないものの輸入される可能性のある食品について、残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものです。</p> <p>ホップについては、今回の残留基準の設定要請に伴い、2022年に設定された国際基準を参照しています。</p> <p>なお、残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>残留値増加反対</p>	<p>【回答5】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>
6	<p>【意見6】以下、意見を行う。</p> <p>>農薬及び動物用医薬品プロフラニリド構成元素中にフッ素及び臭素が含まれているが、メタジアミド系殺虫剤の構成元素にフッ素及び臭素は必須的に含まれていなければならないものではないはずである。</p> <p>PFASも臭素も環境中（人の生活環境の近く、</p>	<p>【回答6】</p> <p>残留基準の設定等については、【回答1】を御覧ください。</p>

<p>また市民生活も含む。)においてあまりあるべきではなく、なるべくそれらの削減を図るべきという観点からは、この使用についてあまり行うべきではないのではないかとと思われるものである。現在、プロフラニドはトコジラミ対策の救世主的な売られ方をしているようであるが、農薬・動物用医薬品としても普及させる事により、スケールメリットによつての利益増大と汚染物質の拡散を目指しているのではないかと疑う。一応、本当にそれ以外ではどうしようもないようなのであればその使用については全く不可とはならないとも考えるのではあるが、メタジアミド系殺虫剤についてはフッ素及び臭素を使用しない形のものも作りうるであろうし、その方が環境にとって良いであろうから、国・社会としてはそのようにしていく方が望ましいのではないかと考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	
---	--

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しない御意見を 1 件頂きました。